

医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所の開設者（開設予定者を含む。以下「開設者」という。）が遵守すべき手続き等に関して、医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）、施行規則及び病院の開設等に関する指導要綱（平成5年宮城県告示第928号。以下「指導要綱」という。）に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 知事が、宮城県医療審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、次のいずれかに該当するものとして認める診療所を「特例適用診療所」という。

- 一 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
- 二 へき地に設置される診療所
- 三 小児医療の推進に必要な診療所
- 四 周産期医療の推進に必要な診療所
- 五 救急医療の推進に必要な診療所

(適合基準)

第3条 前条に定める特例適用診療所の適合基準は、別表1のとおりとする。

(手続等)

第4条 診療所の開設者は、特例適用診療所として療養病床又は一般病床を設けようとする場合又は病床数を増加しようとする場合、指導要綱に基づき、知事に協議を申し出るものとする。

- 2 知事は、特例適用診療所にかかる協議の申出があった場合、審議会に諮問し意見を聴くものとする。
- 3 知事は、前項により審議会に諮問する場合、必要に応じて、地域医療構想調整会議等において地域の関係者の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、審議会の意見を踏まえ、特例適用診療所として認めた場合、その旨を当該診療所の開設者及び当該診療所の所在地を所管する保健所長へ通知するものとする。

(変更等)

第5条 特例適用診療所の開設者は、第3条の適合基準に関する事項に変更を生じた場合、当該診療所の所在地を所管する保健所長を経由の上、知事にその内容を申し出るものとする。

- 2 前項の申出は、当初の申出の際に使用した様式を準用し、当該申出書の欄外に「変更」と明記するものとする。なお、当初の申出の内容に変更のない事項に関する添付書類は省略して差し支えない。
- 3 知事は、第1項の申出があった場合、前条の手続きにより、特例適用診療所としての適否を判断するものとする。
- 4 知事は、前項の判断の結果を当該診療所の開設者及び当該診療所の所在地を所管する保健所長へ通知するものとする。
- 5 特例適用診療所の開設者は、第3条の適合基準を満たさなくなった場合、第1項の規定に準じて知事に申し出るとともに、速やかに当該療養病床又は一般病床を廃止することとする。
- 6 知事は、前項の申出があった場合、その内容を直近の審議会において報告するものとする。

(適合審査)

第6条 審議会は、第4条第2項により知事から意見の諮問があった場合、当該診療所について、第

3 条に定める適合基準に照らしてその適否を判断し、知事に答申するものとする。

2 前項の規定は、第5条第1項の適合基準に関する事項に変更を生じた場合も同様とする。

(定期報告)

第7条 特例適用診療所の開設者は、当該療養病床又は一般病床の運用状況その他別表2に定める事項を毎年4月末日までに知事あて報告するものとする。

2 知事は、前項の定期報告の内容を審議会に報告するとともに、必要に応じて、当該診療所の運営状況等について審議会に諮問し意見を聴くものとする。

3 審議会は、知事から前項の諮問があった場合、当該診療所の運用状況等について協議し、知事に意見を答申するものとする。

(指導及び決定取消)

第8条 知事は、前条第3項に規定する審議会の意見を踏まえ、施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に係る要件に著しく適しないと判断した場合は、当該診療所の開設者に対し、第3条の適合基準に即した運営を行うよう求めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき第3条の適合基準に即した運営を求めた場合において、1年後においても改善が見られない場合、直近の審議会の意見を聴いて、当該診療所の開設者に対し、期限を定めて当該病床数の削減又は廃止を求めるものとし、当該期限までに削減又は廃止が行われない場合、特例適用診療所として認めた決定を取り消すものとする。

3 知事は、前項により特例適用診療所の決定を取り消した場合、当該診療所の開設者及び当該診療所の所在地を所管する保健所長へ通知するものとする。

4 知事は、第2項の取消を行った場合、その内容を直近の審議会において報告するものとする。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所に係る宮城県地域医療計画への記載要領（平成19年7月13日施行）及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する診療所に関する適合基準等（平成19年7月13日施行）は、廃止する。

別表1（第3条関係）

区分	適合基準
<p>第2条第1号 医療法第30条の7 第2項第2号に掲げ る医療の提供の推進 のために必要な診療 所その他の地域包括 ケアシステムの構築 のために必要な診療 所</p>	<p>次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施） 2 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上） 3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能 4 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上） 5 当該診療所内において看取りを行う機能 6 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上） 7 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
<p>第2条第2号 へき地に設置される 診療所</p>	<p>次のいずれかに該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 診療所が新規の開設の場合 当該診療所の開設により直近のへき地保健医療対策事業の現況調査において示される宮城県内の「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」のいずれかの一つ以上が解消されること。 2 診療所が既設である場合 仮に当該診療所が廃止したとき、当該廃止を原因として次回のへき地保健医療対策事業の現況調査において新規に「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」に該当する地区が発生すること。 3 診療所が既設であり、特例適用による一般病床の設置の際に移転を伴う場合 当該診療所が移転することにより直近のへき地保健医療対策事業の現況調査において示される宮城県内の「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」のいずれかの一つ以上が解消されるとともに、次回の調査において新規に「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」が発生しないこと。
<p>第2条第3号 小児医療の推進に必 要な診療所</p>	<p>次のいずれにも該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小児科又は小児外科を標榜すること。 2 小児科又は小児外科に関する専門医（広告可能なものに限る。以下同じ。）を配置すること。ただし、小児科又は小児外科に関する専門医に準じる医師であると審議会において認める者の配置をもって、当該専門医の配置に代えることができるものとする。
<p>第2条第4号 周産期医療の推進に 必要な診療所</p>	<p>次のいずれにも該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産婦人科又は産科を標榜すること。 2 分娩を取扱うこと。 3 産婦人科に関する専門医を配置すること。ただし、産婦人科に関する専門医に準じる医師であると審議会において認める者の配置をもって、当該専門医の配置に代えることができるものとする。
<p>第2条第5号 救急医療の推進に必 要な診療所</p>	<p>次の要件を満たし、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。 救急病院等を定める省令に基づく救急診療所として知事の認定を受け、その旨の告示がされること又は当該認定に係る申出書の提出を特例適用後に行い、知事の認定を受けることを確約すること。この場合において、既に救急診療所としての知事の認定を受け、告示されている診療所については、当該認定及び告示に係る「救急診療所に関する申出書」に記載された人員体制及び機器が継続して整備されていることを条件とする。</p>

別表 2 (第 7 条関係)

区分	報告事項	報告書様式
第 2 条第 1 号 医療法第 30 条の 7 第 2 項第 2 号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所	1 前年 1 年間の入院患者延数（うち在宅療養を担当した入院患者延数） 2 次の事項のうち特例適用診療所に該当するものとして認められる機能に関する事項 (1) 前年 1 年間の訪問診療等の実施回数 (2) 前年 1 年間の急変時の入院患者の受入れ件数 (3) 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制 (4) 前年 1 年間の他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れ件数 (5) 前年 1 年間の当該診療所内において看取りを行った件数 (6) 前年 1 年間の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施した（分娩において実施する場合を除く。）件数 (7) 前年 1 年間の病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡件数 3 添付資料 (1) 1 年以内に提出した東北厚生局長あて在宅療養支援診療所に係る報告書（別紙様式 11 の 3）の写し (2) 往診担当医の氏名及び担当日時（任意様式） (3) 上記 2 のうち該当する機能に関する内容を確認できる書類 (4) その他知事が必要と認める書類	様式 1 号
第 2 条第 2 号 へき地に設置される診療所	前年 1 年間の入院患者延数	様式 2 号
第 2 条第 3 号 小児医療の推進に必要な診療所	前年 1 年間の小児科専門医（審議会が認めた当該専門医に準じる医師を含む。）が診療を担当した入院患者延数	様式 3 号
第 2 条第 4 号 周産期医療の推進に必要な診療所	前年 1 年間の分娩取扱い件数	様式 4 号
第 2 条第 5 号 救急医療の推進に必要な診療所	1 前年 1 年間の診療時間外の受診患者（時間外加算、深夜加算又は休日加算を算定した者）延数 2 前年 1 年間の救急自動車による搬送受入れ人員数	様式 5 号

備考

前年 1 年間とは、第 7 条の規定に基づき、知事に報告を行う日が属する年の前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日とする。